

ニ三口エンジン馬力車十六台ヲ以テ即時更新ニ充テ車輛  
主及直営運轉手中ヨリ希望者ヲ募リ銜シテ実  
施スルコト

残留ノ車輛ニ付テハ會社ハ誠意ヲ以テ漸次更新ス  
ルコト

三 會社ハ營業所増設ノ實現ニ努カスルコト

四 前三條ノ実施迄運轉手月未ノ精算実収七十田ニ  
滿タサル場合ニ於テ規則ヲ遵奉シ且ツ貸付金回収ノ  
見込アル者ニ対シテハ會社ハ貸出シテ行フコト

五 車輛更新ノ實現ニ應ジ會社ハ直営ヲ廃止スルコト

六 別託十一名ニ對シ契約ヲ解除スルコト解除シ受  
ケタル者ト會社トノ間ニ於テハ向後何等ノ關係ナキトス

七 會社ハ爭議中ニ於ケル家賃救済費其他ノ費用

及契約解除ヲ受ケタル者ニ對スル特別手當トシ

テ金八千五百田ヲ支給スルコト

但シ上記金額分配方法ニ就テハ從業員代表者ニ  
一任ス

八 爭議中ニ於テ供託セル金二千田ハ會社ニ納付

スルコト

九 爭議以前ニ於ケル収支決算ハ此際速カニ清算スルコト  
大正十五年九月十一日

小型自動車株式會社

取締役 社長

山中 勇

從業員代表

土井 直作

加藤 菊太郎